

「今後の火災予防行政の基本的な方向について」を踏まえた対応について(概要)案

1 火災予防の実効性向上

事業所等における火災予防の実効性向上のため、以下に掲げる項目について法制的手当を講ずべき。

○ 複合ビル等の防火管理・責任体制の明確化

- ⇒ ① 共同防火管理の対象建築物等において、
- ・ 防火管理統括者(仮称)の選任を義務付け
 - ・ 防火管理統括者の役割(共用部分の管理等)及び権限(各防火管理者への指示権)を明確化

- ② 東日本大震災を踏まえた大規模・高層建築物における実効性のある「防災管理体制」の構築

○ 製品火災に係る原因調査の充実

- ⇒ 出火防止対策の強化

○ 防火に係る自己診断の導入と使用開始届出の実効性向上

- ⇒ 各市町村の条例で定める使用開始届制度を活用して、事業所側の建築物の防火意識を向上

2 火災予防に係る規制体系の再構築

○ 現行の規制体系を維持することを前提に、用途区分の考え方を整理

- ⇒ ① 用途区分等の見直し
② 福祉施設に係る用途区分のあり方の見直し

○ 性能評価システムの運用改善による新しい消防用設備等の開発・導入の促進

○ 小規模事業所等及び大規模・高層建築物等における消防用設備等の防火安全対策の見直し

3 事業仕分けにおける指摘事項への対応

以下に掲げる項目について法制的手当を講ずべき。

○ 消防用機器等の違法な流通を防止するための措置の拡充

- ⇒ 総務大臣によるリコール命令権の創設等

○ 消防用機器等の検定制度等のあり方

- ⇒ 「検定」の見直し(自主表示品目の拡大等)等